

## 1 趣旨

市の教育課題に即して教育委員会が研究指定校を指定し、学校教育における教育内容、教育方法等についての調査研究を行い、もって市教育の改善及び充実に資する。

## 2 研究部門

- (1) 教育課題
- (2) 学習指導
- (3) 道徳
- (4) 特別活動
- (5) 特別支援教育
- (6) 人権教育
- (7) 国際理解教育
- (8) 生徒指導
- (9) 環境教育
- (10) 理数科教育
- (11) 体育指導
- (12) 保健体育
- (13) 健康教育
- (14) 特色ある教育活動

ただし、千葉県教育委員会教育長が特に必要と認める場合は、他の部門を加えることができる。

## 3 指定の方法

研究指定校の指定は、市教育委員会が指定書により行うものとする。

## 4 指定の期間

原則として2年間とする。

## 5 研究の内容

市の学校教育における教育課題の解明を図るとともに、自校の研究課題を、児童生徒、地域の実情等を踏まえて研究する。

## 6 研究指定校等の運営

研究指定校は、運営にあたって次の点に留意する。

- (1) 調査研究は、組織的かつ計画的に進められるよう体制の整備に努める。
- (2) 調査研究にあたっては、市教育委員会と連絡を保ち、その指導及び助言を受けるものとする。

## 7 関係書類の提出

(1) 研究指定校は、次の各号に定める書類を市教育委員会に提出するものとする。

ア 研究計画書（別記様式1）

イ 研究報告書（別記様式2）

(2) (1)に掲げる書類の提出は、次に定めるとおりとする。

ア 研究計画書（別記様式1） 第1回研究指定校打ち合わせ会後3週間以内とする。

イ 研究報告書（別記様式2） 研究指定期間の2月末日とする。

## 8 経費

市教育委員会は、研究に要する経費を予算の範囲内において研究指定校に支払うものとする。

## 9 関係帳簿の保管

研究指定校は、当該研究に係る支出書類等証拠となる関係書類を整備し、研究終了後5か年間保管しなければならない。